注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９ 10　11　12（注１）　13（注１） 14　15　16　17　18　19　20　21 22　23　24　25　26　27　28　29 30（注１）　31　32　33（注２） 34（注２）　35（注２）　36(注２) 37（注２）　38（注２）　39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　２　３　４　５　６ ７　14　17（注２）　18（注２） 32（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８ 11（注１）　12（注２）　13(注２) 14　15　16　17　18（注１）　19 20　21（注１）　22（注１）　23(注１)　24（注１）　25　26　27（注１）　28（注１）　29　30（注２） 31　32　33（注１）　35（注１） 36（注１）　37（注１）　38(注１) 39　40	（注１）　衛星基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

［２～38　略］

注１　［同左］

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	２　３　４　５　６　７　８　９ 10　11　12（注１）　13（注１） 14　15　16　17　18　19　20　21 22　23　24　25　26　27　28　29 30（注１）　31　32　33（注２） 34（注２）　35（注２）　36(注２) 37（注２）　38（注２）	（注１）　衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　２　３　４　５　６ ７　14　17（注２）　18（注２） 32（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 （注４）　衛星基幹放送局等の場合で、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８ 11（注１）　12（注２）　13(注２) 14　15　16　17　18（注１）　19 20　21（注１）　22（注１）　23(注１)　24（注１）　25　26　27（注１）　28（注１）　29　30（注２） 31　32　33（注１）　38（注１）	（注１）　衛星基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

［２～38　同左］